

焼社協第 214 号
平成25年10月4日

改革検証特別委員会委員長 様

社会福祉法人焼津市社会福祉協議会
会 長 中 野 弘 道

諮問書

社会福祉法人焼津市社会福祉協議会改革検証特別委員会設置要綱第2条に基づき、次の事項について貴委員会のご意見を賜りたく諮問いたします。

- 1 焼津市社会福祉協議会の不祥事後に採った再発防止策等について
- 2 焼津市社会福祉協議会が実施する業務について
- 3 焼津市社会福祉協議会組織について

諮問する具体的内容について

1 焼津市社会福祉協議会の不祥事後に採った再発防止策等について

平成 25 年 3 月 18 日に発覚した元職員による不祥事は、長年にわたる組織体制や管理体制の未熟さを露呈する結果となった。今回の件は、社協活動の原資である会費や寄付金をいただく市民の皆様の信頼を損ねる行為である。

社協は、今回の事件の原因を追究し、再発防止策等の対策を立て、取り組んできた。

そこで、取り組んできた再発防止策等が確実に機能しているかの検証を行う。

2 焼津市社会福祉協議会が実施する業務について

社会福祉協議会は、地域福祉の中心的な担い手として地域福祉事業の実施を始め、焼津市からの委託事業、介護保険事業、指定管理制度による焼津市総合福祉会館を始めとする建物管理、権利擁護事業や放課後児童クラブなどを実施している。

これらの事業の実施が目的、業務量、人員配置等の面から、社会福祉協議会の役割としての妥当性について検証する。

3 焼津市社会福祉協議会組織について

社会福祉協議会は、今日まで地域福祉の推進に積極的に取り組んできた。業務量は増加し、組織も大きくなってきたにもかかわらず、事務及び人事管理並びに財務及び会計分野に人的な整備に力を注いでこなかった。

今後の社会福祉協議会を更に発展させ、市民への社協サービスを充実させるためにも、管理部門の充実は重要である。

平成 25 年 7 月 1 日からは、総務課に経理係を新たに設置したが、今後の社協組織のあるべき姿を模索する。